

## パブリックコメントで提出された意見の概要とこれに対する本県の考え方

案 件 名：福祉のまちづくり条例の改正の基本的な考え方（案）

意見募集期間：平成22年8月31日（火）から平成22年9月21日（火）

意見提出件数：91件（提出者数19人）

意見の内訳：

項目等	件数
2 条例改正の視点と方向性	2件
3-1 ユニバーサル社会づくりの視点の明確化	39件
3-2 整備基準の実効性の向上	10件
3-3 障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備	20件
3-4 施設のバリアフリー情報公開の推進	8件
周知・啓発	4件
要望・その他	8件

意見の概要とこれに対する本県の考え方：

対応 A：意見を踏まえ修正 B：意見を踏まえ今後規則等で具体化 C：原案どおり

項目等	件数	意見の概要	対応	意見に対する本県の考え方
2 条例改正の視点と方向性	1	・前文の「ユニバーサルデザインの考え方」を「ユニバーサル社会の考え方」に修正すべき。	A	ご意見を踏まえると表現が重複するため、「ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ」を削除します。
	1	・(2)のユニバーサル社会づくりの視点の導入を(1)にし目的を明確化、また、ユニバーサルデザインの重要性が高まったからユニバーサル社会づくりの視点を導入するのでは目的と手段が逆転しているので修正すべき。 ・(3)の「ユニバーサルデザインの考え方」を「ユニバーサル社会の考え方」に、「参加」を「参画」に修正すべき。 ・(4)の「外出しやすい」を「外出できる」に修正すべき。	A	ご意見を踏まえ、ユニバーサル社会づくりの視点の導入を目的とするよう修正します。
3-1 ユニバーサル社会づくりの視点の明確化	1	「聴覚障害や弱視の人も考慮し」は「聴覚障害や視力障害の人も考慮し」に修正すべき。色覚障害の人への配慮も必要。	A	ご意見を踏まえ、対象者を限定せず、「多様な利用者を想定して」に修正します。
	1	緊急時の情報提供について、「外国人等にもわかりやすい」を「聴覚障害者等にも……」あるいは「聴覚障害者・外国人等にも……」に修正し、聴覚障害者への対応の必要性を前面に出していただきたい。	A	ご意見を踏まえ、「聴覚障害者・外国人等にもわかりやすい」に修正します。

	36	整備基準及びガイドラインの充実に関する意見（詳細別紙）	B	ご意見を踏まえ、多様な利用者が快適に移動し利用できる施設整備となるように、今後規則等で整備基準、ガイドラインの内容を具体化します。
	1	「ユニバーサル社会づくり推進地区」は県内の格差を助長するだけで問題である。様々なモデル施設を選定し公開するだけでも十分な効果が得られる。	A	地域の主体的な取組を支援することを目的に地区指定を行っており、格差の助長でなく先導的役割に期待しているところです。したがって、先導的役割を担うことを明記するようにします
3 - 2 整備基準の実効性の向上	1	建築確認の対象とならない小規模な増改築、改修、商業ビルのテナントあるいは備品等についても、条例の届出により引き続き指導する、ガイドラインの充実により啓発する等の取組が必要。	B	ご意見を踏まえ、細かい部分にも配慮が行き届くように、ガイドラインの内容を具体化し、普及、啓発に努めます。
	1	日常の管理が行き届くよう、管理運営状況をチェックする仕組みが必要。		
	1	既存の文化財に対しても、価値を損なわない限りで整備基準の対象とされたい。	B	ご意見を踏まえ、文化財は原則対象とし、やむを得ない場合のみ整備基準の一部を適用除外とするように、条例、規則等の内容を具体化します。
	1	目的の達成が優先される規定とするため、寸法規定には、その理由や目的を明記されたい。	B	ご意見を踏まえ、整備基準にはその目的を明記するように、条例、規則等の内容を具体化します。
	1	現行条例で認められている基準の代替措置は、新条例で明文化されるのか。		また、代替措置をとることで、目的を達成することができる場合は、柔軟に対応できるように、条例、規則等の内容を具体化します。
	1	小規模な施設で過度な負担とならないよう考慮する場合でも、代替措置をとるよう誘導していただきたい。		
	1	建築確認を行う者が明快に審査・検査できるように、整備基準、添付図書、審査マニュアル等を整理されたい。	B	ご意見を踏まえ、制度が円滑に運用されるように、審査項目チェックリスト、審査マニュアル、連絡体制等の内容を具体化します。
	1	違反是正が適正に行われるよう、建築確認担当とバリアフリー担当との連絡体制やルールを整備されたい。		
	1	改善を求め、応じない場合は、企業名を公表するようにしていただきたい。	C	現行条例で対応可能です。したがって原案どおりとします。
	1	条例施行前に届出があった施設の経過措置を設けられたい。	B	ご意見を踏まえ、新制度へ円滑に移行するように、経過措置の内容を具体化します。
3 - 3 障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備	3	当事者参加のチェック&アドバイス制度はすばらしい。高く評価する。	-	-
	1	努力規定だけでは取組が進まない。公的大規模施設への義務づけや、助成制度、表彰などが併せて必要ではないか。	B	ご意見を踏まえ、実行性のあるものとなるように、公共事業による率先、支援策等の取組の内容を具体化します。
	1	義務規定とすべきではないか。		

	2	県民参加型公共工事募集実施を提案する。		
	2	計画段階の図面でもって、建築の素人であろう障害者に判断できるのか、工事完了前の現場でのチェックが必要ではないか。	B	ご意見を踏まえ、チェック&アドバイスが実効性あるものとなるよう、実施のタイミングも含めて内容を具体化します。
	1	事後評価やモニタリングは実施しないのか。		
	1	認定の基準が明確でない。バリアフリー住宅と認定されていても一人で部屋に出入りすらできないものもある。認定という制度が踏み絵とならないように、グッドデザインマーク程度の評価でよいのではないか。	A	ご意見を踏まえ、認定の基準を明確化するため、既存施設の整備状況が基準と同等以上であり、人的対応などソフト対策がとられることを認定の基準とします。したがって、建設後、一定期間管理運営された施設を対象とするよう修正します。
	3	運用次第であり、十分機能する仕組みが必要。制度の推進体制はどのように構築するのか。	B	ご意見を踏まえ、制度が十分機能するよう、アドバイザーの認定要件等の制度内容を具体化します。
	1	専門的なアドバイザーは少ないので、県内の人材に限定しないでいただきたい。		
	1	DPIやモビリティ財団等でもアドバイザーを養成しているので連携を考慮していただきたい。		
	1	アドバイザーとして活動できる障害者は限定されるので、偏ったアドバイスにならないか。		
	1	アドバイザーとなれる障害者の範囲を明確化してほしい。		
	1	福祉関係のボランティア活動を行っている人、工事業者、建築資材メーカーなどはアドバイザーになれないのか。		
	1	現行の整備基準が有効であるかについて、高齢者や障害者の評価を得る仕組みが必要。	C	チェック&アドバイス制度の成果を蓄積、活用し、整備基準やガイドラインへの反映、新たな提案等につなげていくとしています。したがって原案どおりとします。
3 - 4 施設のバリアフリー情報公開の推進	1	情報公開はすばらしい取り組みであり期待したい。	-	-
	1	官公署は2,000㎡以上を対象としているが、全てに義務づけてはどうか。	A	ご意見を踏まえ、官公署の対象規模を原則全とす等、再整理して今後規則等で具体化します。

	1	情報公開の内容は誰が決めるのか。施設によって公開すべき項目が異なると思うが、共通させるのか。	B	ご意見を踏まえ、公開すべき基本的な内容を示した上で、事業者が主体的に情報を公開する制度となるよう、制度内容を具体化します。
	1	情報公開の前提となる、既存施設の適・不適について、どのように判断するのか。		
	1	公開する内容に「筆談器、手話通訳士がいるか」「手話通訳が可能なコールセンターと連携がとれているか」がほしい。		
	1	交通機関等の施設、特に郡部の駅舎等に対し、文字情報表示設備の設置を案内し、周知すること義務づけるべき。		
	1	公的会議室、ホール等に対し、集団補聴設備の設置を案内し、周知することを義務づけるべき。		
	1	一定の公共施設に対し、光信号装置の設置を案内し、周知することを義務づけるべき。		
周知・啓発	1	市民グループを含め全ての関係団体等に周知するのは現実的でないが、当事者にはチラシ等で周知すべきではないか。	B	パブリックコメントに実施に際して、障害者団体への個別説明、設計事務所等の関係団体への個別通知等を実施し、周知に努めています。
	1	障害者団体の意見を聴く機会を設けられたい。		今後は、ご意見を踏まえ、条例改正の結果、施行時期等が関係者に十分伝わるよう、ホームページへの掲示、チラシの配布などにより周知に努めます。
	1	遠方の設計事務所も関係するので、慎重かつ十分な周知をお願いします。		
	1	今回の取組の結果をわかりやすく、公報に掲載するか説明会を開いて周知していただきたい。		
要望・その他	5	県立淡路病院をバリアフリー化のモデルとされたい。また、障害者の雇用機会を提供されたい。	B	ご意見を踏まえ、今後とも、福祉部局等と連携して、県民の参画と協働によるユニバーサル社会づくりを推進します。
	1	誰でも使えるトイレが普及してきた反面、障害者が必要な時使えないことが問題になっている。利用者への啓発も必要である。		
	1	補聴器販売店には、集団補聴装置の使い方の説明を義務づけるべき。		
	1	高齢者、障害者への配慮を教育する制度を条例化すべき。		

整備基準及びガイドラインの充実にに関する意見(36件)

整備箇所等	整備内容	件数
全体	弱視者や聴覚障害者に配慮した整備基準を充実。	1
出入口	衝突防止のため、扉を一部ガラスにするなどの仕様に配慮。	1
廊下等	出合い頭衝突防止のため、ミラーの設置、注記、人の流れを作る床テープの設置、非常ランプを設置。	1
	下肢障害者だけでなく、視覚障害者の単独歩行の補助となるため、手すりをできるだけ付けるよう配慮。(手すりに点字及び墨字表示)	1
	手すりの切れ目に、視覚障害者にわかりやすいよう、誘導マットや角形の誘導ブロックを設置。	1
階段	エレベーター・エスカレーター等の代替手段への案内図を設置。	1
傾斜路	車椅子利用者本人のみでは傾斜度が高い場合、その角度の注記と迂回路の地図を設置。	1
エレベーター	最下階から最上階まで1直線のエレベーターの設置。2基以上ある場合、1基を電車の優先車両のように表示。	1
便所	火災等の非常ベルとランプ(非常ボタン押下しが分かるよう点灯するもの)を設置。	1
	多機能トイレに音声案内設備を設置。	1
	洋式・和式、子ども椅子の表記。その便所にユニバーサル便所がない場合、ある場所への案内図を設置。	1
	聴覚・言語障害者はノックに反応・声で返事ができないため、便房の使用中表示のための設備を設置。	1
	一般用トイレに幅広ドアをつける指導や、便房の広さなど対策を考える必要がある。	1
ホテル又は旅館の客室	聴覚障害者が来訪や火災等の非常事態が分かるよう、ランプ、睡眠時に分かるバイブ機器を設置。	1
	浴槽内で足を滑らした場合などを考慮し、浴室の非常通報ボタンの位置に配慮。	1
浴室等	聴覚障害者が来訪や火災等の非常事態が分かるよう、ランプを設置。	1
駐車場	案内をテロップ表示、建物から車両が出るときの注意喚起ランプを設置。	1

標識、案内設備	案内や標識については不十分な面があるため、十分留意した整備基準やガイドラインを作成。	1
	触地図案内板を触って読める視覚障害者は数少ないため、同じ案内板に音声案内ボタンと呼び出しのインターホンを取り付け。	1
	公共施設や医療機関、大型店舗などにおいても、音声案内装置を設置。建物の案内板は誰もがわかりやすいよう、上から、浮き出し文字、漢字、点字の順で表示。	1
	交通機関等、不特定多数の者が利用する一定の施設には文字情報板を設置。	1
誘導ブロック	比較的規模の大きい公共施設・病院等の医療機関には、視覚障害者が単独で移動できるよう、音声案内（小型受発信機）と組み合わせた誘導ブロックを、玄関からエレベーター・多目的トイレまで敷設。	1
	役所・病院・公共施設の敷地内には、突起形状に配慮（突起高が低い、突起径が大きい、樹脂製の柔らかい）された製品を使用。	2
	歩道に、自発光タイプの視覚障害者ブロックや視覚障害者ブロック周辺設置発光体を使用。	2
	屋外においては、歩道における誘導ブロックを一番奥に設置、音響信号機を増設、交差点の誘導点字ブロックに音声案内（小型受発信機）で居場所を確認できるようにICチップを埋め込み。	1
	エスコートゾーン（視覚障害者誘導用道路横断帯）を設置。	1
付属設備その他	聴覚障害者の緊急誘導のため、赤色回転灯、緊急放送内容を伝える電光掲示板を設置。	1
	一定の公共施設等には光信号設備を設置。	1
	FAXの使用、メール・チャットの使用、テレビ電話の設置手話通訳コールセンターとの連携等、聴覚障害者の情報伝達手段を強化。	2
	受付に耳マークや筆談用機器を設置。	2
	聴覚障害者の呼び出しのため、番号表示パネルを設置。	1
	専門知識を持つ、正職員の相談員を配置。	1